

(第3表) 医療関係技術者養成制度の主な概要 (令和4年5月1日現在)

■・・・当該職種(又は関係職種)の国家試験等の受験資格を得るための指定学校 ■ 国家試験 ▨ 都道府県知事試験

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24才	
看護師	高等学校			■ 大学					■		
	高等学校			■ 短期大学					■		
	高等学校			■ 専修・各種学校					■		
	■ 高等学校及び高等学校専攻科(5年一貫制)			■							
准看護師	■ 高等学校(准看護師)			■ 短期大学					■		
	■ 高等学校(准看護師)			■ 高等学校専攻科					■		
	■ 専修・各種学校(准看護師)			←.....(実務経験3年以上).....→					■ 専修・各種学校	■	
保健師 又は 助産師	■ 高等学校			■ 大学					■ 大学院	■	
	■ 高等学校			■ 短期大学(看護師)					■ 短大専攻科	■	
	■ 高等学校			■ 専修・各種学校(看護師)					■ 専修・各種学校	■	
	■ 高等学校及び高等学校専攻科(5年一貫制)(看護師)			■ 専修・各種学校					■		
	■ 高等学校(准看護師)			■ 短期大学(看護師)					■ 短大専攻科	■	
	■ 高等学校(准看護師)			■ 高等学校専攻科(看護師)					■ 専修・各種学校	■	
診療放射線技師	■ 専修・各種学校(准看護師)			←.....(実務経験3年以上).....→					■ 専修・各種学校(看護師)	■ 専修・各種学校	■
	高等学校			■ 大学					■		
	高等学校			■ 短期大学					■		
臨床検査技師	高等学校			■ 専修・各種学校					■		
	■ 大学			■ 大学(医学、歯学)					■		
	■ 大学			■ 大学					■		
	■ 大学			■ 大学(獣医学、薬学、その他:厚生労働大臣指定科目修了)					■		
理学療法士	■ 短期大学			■							
	■ 特別支援学校高等部専攻科			■							
	■ 専修・各種学校			■							
	■ 大学			■							
作業療法士	■ 短期大学			■							
	■ 専修・各種学校			■							
	■ 大学			■							

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24才	
視能訓練士	高等学校	■ 大学						▨			
		■ 専修・各種学校									
この他、大学又は看護師(保育士)学校・養成所で2年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、視能訓練士学校・養成所で1年以上											
言語聴覚士	高等学校	■ 大学						▨			
		大学(厚生労働大臣指定科目修了)									
		■ 短期大学									
		■ 専修・各種学校									
この他、大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所で①2年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、言語聴覚士学校・養成所で1年以上②1年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、言語聴覚士学校・養成所で2年以上											
臨床工学技士	高等学校	■ 大学						▨			
		大学(厚生労働大臣指定科目修了)									
		■ 短期大学									
		■ 専修・各種学校									
この他、大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所で①2年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、臨床工学技士学校・養成所で1年以上②1年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、臨床工学技士学校・養成所で2年以上											
義肢装具士	高等学校	■ 大学						▨			
		■ 短期大学									
		■ 専修・各種学校									
この他、大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所で1年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、義肢装具士学校・養成所で2年以上、義肢・装具技能検定合格者は、義肢装具士学校・養成所において1年以上											
救急救命士	高等学校	大学(厚生労働大臣指定科目修了)						▨			
		■ 短期大学									
		■ 専修・各種学校									
この他、大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所で1年以上し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、救命救急士学校・養成所で1年以上											
歯科衛生士	高等学校	■ 大学						▨			
		■ 短期大学									
		■ 専修・各種学校									
歯科技工士	高等学校	大学(歯学)						▨			
		■ 大学									
		■ 短期大学									
		■ 専修・各種学校									
		■ 特別支援学校高等部専攻科									
この他、大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所で1年以上し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、歯科技工士学校・養成所で1年以上											
あん摩マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師	高等学校	■ 大学						▨			
		■ 短期大学									
		■ 専修・各種学校									
		■ 特別支援学校高等部、専攻科									
柔道整復師	高等学校	■ 大学						▨			
		■ 短期大学									
		■ 専修・各種学校									